

CORPORATE  
& TAX GLOBAL  
UPDATE

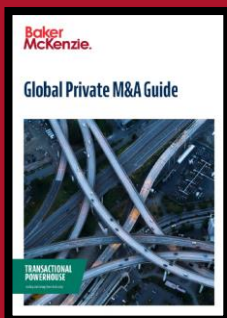
## Newsletter

26 December 2019

Corporate & Tax Global Update  
ニュースレター Vol. 41「グローバル・プライベート  
M&Aガイド（英文）」  
のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、各国の状況を取りまとめたもので、39法域をカバーしています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務はますます複雑さを増す傾向にあり、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。本ガイドは、クロスボーダーM&Aに関わる実務家にとって必携の書と言えます。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



## はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 41 となる本号では、令和 2 年税制改正大綱についての解説、FRC による改訂版スチュワードシップ・コードの公表等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

## 目次

## 1. 日本

## 令和 2 年税制改正大綱

- 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避的節税行為への対応
- その他国際課税関係の改正
- グループ通算制度の導入
- 国外中古建物の不動産所得にかかる損益通算等の特例
- その他

## 2. アジア

ベトナム：仲介決済サービス会社に対する外国資本の上限提案

## 3. 豪州

オーストラリア：マイヤー・ケースから得る取締役及び経営陣の実務的指針

## 4. 欧州

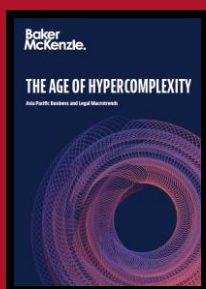
英国：FRC が改訂版のスチュワードシップ・コードを公表

## 「The Age of Hypercomplexity」発行 (英文)のお知らせ

ベーカーマッケンジーでは、複雑に絡み合う世界経済の中で、経営をよりシンプルに行うための指針をご提供すべく、レポートを定期的に発行しております。

今回、アジアの経営者600名を対象に、将来の投資判断に影響を及ぼすであろうアジアの重要なトレンドについて調査を行い、レポートにまとめました。

本レポート（無料）をご希望の方は[メール](#)にてご連絡ください。



## 1. 日本

### 令和2年税制改正大綱

2019年12月12日、与党から令和2年度税制改正大綱が公表され、2019年12月20日に閣議決定された。令和2年度税制改正大綱に盛り込まれた改正項目のうち、多国籍企業等に影響が大きいと考えられる項目について解説する。

### 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避的節税行為への対応

兼ねてから財務省と国税庁より問題視をされていた、子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避的節税行為への対応が令和2年度税制改正大綱に盛り込まれた。

#### 1. 従前の問題点

問題視をされていたケースの概要は以下の通りである。

- ① 内国法人が買収してきた外国子会社が、その傘下の法人の株式を内国法人に現物分配をする。内国法人においては、その配当について、外国子会社配当益金不算入制度が適用されるため、その配当の5%を除き課税は生じない。
- ② ①で行われた現物分配によって、外国子会社の株式の価値は大幅に目減りする。内国法人が当該外国子会社の株式を譲渡することにより、配当額に相当する譲渡損失を計上する。

簡単な設例を挙げると、以下の通りである。

- ① 内国法人P社が、外国子会社S社のすべての株式（純資産、時価はともに300億円）を300億円で買収。
- ② 一定期間経過後、S社が、その有する子会社の株式等（時価200億円）をP社に現物分配（現物分配後のS社の純資産、時価は共に100億円）。
- ③ P社は、（完全支配関係のある内国法人を除く）別のグループ法人に対して、S社のすべての株式を100億円で売却。
- ④ 結果として、②において、外国子会社益金不算入制度により、配当200億円のうち、190億円が免税（10億円が課税対象）とされる一方で、P社において、S社株式の譲渡損が200億円生じ、①ないし③の一連の取引を通じて、190億円の欠損金が生じる。

従前の制度においても、外国子会社により、予定されていた事由に起因して、その自己の株式又は出資の取得によりみなし配当が生じる場合には、その外国子会社からのみなし配当について益金不算入制度の適用を認めないとする（法人税法第23の2第2項第2号）ような、配当益金不算入制度と譲渡損益の構造を租税回避的に利用する行為を防止する一定の措置は存在していたが、今回の改正は、これらの措置をさらに拡充するものである。

#### 2. 改正の内容

法人が、特定関係法人から受ける配当の額（その事業年度開始の日からその受ける直前までにその特定関係子法人から受ける配当等の額を含む。以下、「対象配当金額」）が株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、そ

## 「BRI Beyond 2020」発行 (英文)のお知らせ

ペーカーマッケンジー企画によるエコノミスト・コーポレート・ネットワーク (ECN) 独自レポート「BRI Beyond 2020」が発行されました。

中国が主導する広域経済圏構想「Belt and Road Initiative (BRI) 一帯一路」とは、今後数十年かけて、道路、港湾、発電所、パイプライン、通信設備などのインフラ投資を皮切りに、金融、製造、電子商取引、貿易、テクノロジーなど各種アウトバウンド投資を積極的に進め、当該経済圏における産業活性化および高度化を図っていくプログラム。インフラ投資計画としては史上最大規模となります。

BRIの展望は？関連する産業は？注意点は？グローバル企業にとって考察すべき点などを本レポートにて収録されておりますので是非ご一読ください。

本ガイド (無料) をご希望の方は[こちら](#)にてご連絡ください。



の対象配当金額のうち益金不算入相当額を、その株式等の帳簿価額から控除されることとされた。

本改正後は、1. に示したものと同一設例について、以下の様な取扱いとなる。

- ① 内国法人 P 社が、外国子会社 S 社のすべての株式 (純資産、時価はともに 300 億円) を 300 億円で買収。
- ② 一定期間経過後、S 社が、その有する子会社の株式等 (時価 200 億円) を P 社に現物分配 (現物分配後の S 社の純資産、時価は共に 100 億円)。
- ③ P 社は、(完全支配関係のある内国法人を除く) 別のグループ法人に対して、S 社のすべての株式を 100 億円で売却。
- ④ 結果として、②において、外国子会社益金不算入制度により、配当 200 億円のうち、190 億円が免税 (10 億円が課税対象) とされる一方で、税務上の S 社株式の簿価が 110 億円 (=300 億円-190 億円) と調整されるため、P 社において生じる、S 社株式の譲渡損は 10 億円となる。①ないし③の一連の取引を通じて、欠損金は生じない。

ここで、税務上の簿価の切り下げを行う際の相手勘定は、利益積立金として処理されるものと思われる。

簿価の 10% を上回る配当を行うケースは、多くはないものの、十分に想定されうるため、実務に支障が出ないように一定の配慮がなされている。今回の改正前に問題視をされていたケースが、海外法人の買収後、短期間で巨額の現物分配を行い、(完全支配関係のある内国法人ではない) 別のグループ法人に譲渡するケースであったため、以下に掲げるようなケース (設立時から子会社株式のほとんどを有するケース (以下の①)、買収前に生じている利益剰余金からの配当 (及び譲渡損) を目的としたとは認められないケース (以下の②)、特定支配関係発生日から一定期間を経過したケース (以下の③)、その他金額的重要性が少ないケース (以下の④)) が除外されている。

- ① 内国普通法人である特定関係子法人の設立の日から特定支配関係発生日までの間において、その発行済み株式の総数等の 90% 以上を内国法人等が有する場合の対象配当金額
  - ② A に掲げる金額から B に掲げる金額を減算した金額が C に掲げる金額以上である場合における特定関係子法人から受ける対象配当金額
    - A. 配当決議日の属する特定関係子法人の事業年度開始の日における当該特定関係子法人の利益剰余金の額
    - B. 当該開始の日からその配当等を受ける日までの間に特定関係子法人の株主が受ける配当等の総額
    - C. 特定支配関係発生日の属する特定関係子法人の事業年度開始の日における利益剰余金の額に一定の調整を加えた金額
  - ③ 特定支配関係発生日から 10 年を経過した日以後に受ける配当の額
  - ④ 対象配当金額が 2,000 万円を超えない場合におけるその対象配当金額
3. 適用時期

上記の改正については、適用時期が、現時点では明示されていない。仮に上記の改正が 2020 年 4 月 1 日以降に行われる法人の株式の譲渡に関する法人

税法第 61 条の 2（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の譲渡原価の計算について適用される場合、すなわち現行の法人税法施行令第 119 条から第 119 条の 11 の 2 の改正（又は新設）である場合には、2020 年 3 月 31 日以前の対象配当金額であっても譲渡原価となる株式の帳簿価額から控除されることになる可能性はある。

## その他国際課税関係の改正

### 1. 外国子会社合算税制に関する改正

令和 2 年度税制改正大綱に盛り込まれた外国子会社合算税制に関する改正は以下の通りである。これらの改正は、外国関係会社の令和 2 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度について適用される。

#### ① 部分合算課税制度の対象の見直し

平成 29 年税制改正によって、部分合算課税制度の対象となる所得の範囲の見直しが行われ、従前は、債券の利子、債券の償還差益とされていたものが、受取利子等（その経済的な性質が利子に準ずるものを含む）と拡張されていた。

実務上の要請を鑑みて、今回の改正によって、部分合算課税制度の対象に含まれる受取利子等の額の範囲から、その本店所在地国においてその役員または使用人が棚卸資産の販売の事業及びこれに付随する事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事している外国関係会社が、非関連者に対して行う棚卸資産の販売から生ずる利子の額（いわゆるユーザンス金利）が、明示的に除外されることとなった。

#### ② 投資法人等が合算課税の適用を受ける場合の二重課税調整

平成 29 年度税制改正によって、ペーパーカンパニー等は特定外国関係会社として定義され、租税負担割合が 30%未満の国に存在する場合は、合算課税の対象となった。投資法人や特定目的会社等（以下、「投資法人等」）が外国不動産に投資をする際に現地で設立する外国子会社等は、投資信託法上の制約から、この特定外国関係会社に該当するケースが多いものの、投資法人等においては、特定外国関係会社において課された外国法人税が外国税額控除の対象外となっていることもあり（法人税法第 69 条第 1 項、租税特別措置法第 67 の 14 第 2 項、租税特別措置法第 67 の 15 第 2 項）、二重課税が実質的に排除できていなかった。

今回の改正により、外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち、合算対象とされた金額に対応する部分の金額は、投資法人等が納付した外国法人税の額とみなし、投資法人等の配当等に係る二重課税の対象とする、いわゆるファンド二重課税調整の対象とする等の措置が導入される。なお、会社単位の合算所得を超える部分合算所得が益金に算入されうるという現行法の問題に関しては令和 2 年度税制改正大綱には記述がない。

### 2. 控除対象外国税額の範囲の改正

令和 2 年度税制改正大綱に盛り込まれた外国税額控除制度に関する改正は以下の通りである。これらの改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用される。

我が国で所得と認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国法人税（法人税法施行令第 142 条の 2 第 7 項）の額に、次の外国法人税の額が加えられる。

#### ① 外国法人等の所得について、これを内国法人の所得とみなして当該内国法人税に対して課される外国法人税の額

- ② 内国法人の国外事業所等において、当該国外事業所等から本店等又は他の者に対する支払金額がないものとした場合に得られる所得につき課される外国法人税の額

### 3. 過大支払利子税制における対象外支払利子等の額の範囲の見直し

令和2年度税制改正大綱に盛り込まれた過大支払利子税制に関する改正は以下の通りである。本改正については、適用時期が、現時点では明示されていない。

現行制度下においては、受領者側において我が国の課税対象所得に含まれる支払利子については、税源浸食リスクが小さく、また、これらを対象とした場合には、通常の経済活動にも影響を及ぼしかねないことを総合勘案して、過大支払利子税制の対象となる支払利子から除外することとされている。しかしながら、以下に掲げる支払利子等は、実質的に国内で課税されない者への支払利子等と変わることがないため対象外支払利子等から除かれている（租税特別措置法第66条の5の2第3項、租税特別措置法施行令第39条の13の2第4項及び第5項）。

- 法人に係る関連者（その法人から受ける支払利子等があったとした場合にその支払利子等がその関連者の課税対象所得に含まれるものを除く）が非関連者（その法人から受ける支払利子等がその非関連者の課税対象所得に含まれるものに限る）を通じてその法人に対して資金を供与したと認められる場合におけるその非関連者に対する支払利子等
- 非関連者（その法人から受ける支払利子等がその非関連者の課税対象所得に含まれるものに限る）が有する債権（その法人から受ける支払利子等に係るものに限る）に係る経済的利益を受ける権利が貸出参加契約その他により他の非関連者（その法人から受ける支払利子等があったとした場合にその支払利子等が当該他の非関連者の課税対象所得に含まれるものを除く）に移転されることがあらかじめ定まっている場合におけるその非関連者に対する支払利子等

今回の改正は、これらの取扱いを拡充するもので、「外国法人の恒久的施設が有する債権にかかる経済的利益を受ける権利が、その本店等に移転されることがあらかじめ定まっている場合には、法人からその恒久的施設に支払われる利子等の額を対象外支払利子等の額から除外する」とされている。

## グループ通算制度の導入

本ニューズレター Vol. 38 で既報の、グループ通算制度が令和2年度税制改正大綱に盛り込まれた。

2019年8月30日の令和2年度経済産業省税制改正要望以降、明示されたもので、実務上重要と思われる部分としては、以下のものが挙げられる。

### 1. 投資簿価修正制度の改組

投資簿価修正制度を次の制度に改組する。

- ① 通算グループ内の子法人の株式の評価損益及び通算グループ内の他の法人に対する譲渡損益を計上しない。
- ② 通算グループからの離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価額を離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額とする。
- ③ グループ通算制度の適用開始または通算グループへの加入をする法人で親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれない者の株式について、株主において時価評価により評価損益を計上する。



(注) グループ通算制度の適用開始または通算グループへの加入後損益通算をせずに2月以内に通算グループから離脱する法人については、上記①から③までは適用されない。

## 2. 欠損金、資産の含み損の利用制限

グループ通算制度の適用開始または通算グループへの加入に際して行う資産の時価評価について、対象外となる法人のうち、親法人との間に支配関係が5年以内である法人又はみなし共同事業要件を満たさない法人等について、適用開始または加入前の欠損金及び資産の含み損について、次の通り、支配関係発生から5年経過日と開始または加入から3年経過日とのいずれか早い日まで制限を行う。

- ① 支配関係後に新たな事業を開始した場合には、支配関係発生日前に生じた欠損金及び支配関係発生前から有する資産の開始・加入前の実現損からなる欠損金を切り捨てるとともに、支配関係発生前から有する資産の開始・加入後の実現損を損金不算入とする。
- ② 原価及び費用の額の合計額のうち占める損金算入される減価償却費の額の割合が30%を超える場合には、通算グループ内で生じた欠損金について、損益通算の対象外としたうえで、特定欠損金とする。
- ③ 上記①又は②のいずれにも該当しない場合には、通算グループ内で生じた欠損金のうち、支配関係発生前から有する資産の実現損から成る欠損金について、損益通算の対象外としたうえで、特定欠損金とする。

(注) 制限の対象となる資産の実現損の額は、組織再編税制における特定資産にかかる譲渡等損失額の損金不算入制度と同様とする。

## 3. 離脱時の取扱い

連結納税制度と同様に、通算グループから離脱した法人は、5年間再加入を認めないとされる。

通算グループから離脱した法人が以下に該当する場合には、それぞれ次の資産については、直前の事業年度において、時価評価により評価損益の計上を行う。

- 主要な事業を継続することが見込まれていない場合（離脱の直前における含み益の額が含み損の額以上である場合を除く）：固定資産、土地等、有価証券（売買目的有価証券等を除く）、金銭債権及び繰延資産（これらの資産のうち帳簿価額が1,000万円未満のもの及びその含み損益が資本金等の額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額未満のものを除く）。
- 帳簿価額が10億円を超える資産の譲渡等による損失を計上することが見込まれ、かつその法人の株式の譲渡等による損失が計上されることが見込まれている場合：その資産

これらは、上記1. 投資簿価修正制度の趣旨と通じるものがあるが、資産の評価損と株式の評価損の二重計上を防止するためのものである。

## 4. グループ調整計算の対象

本ニューズレター Vol. 38にある通り、従前受取配当等、外国税額控除、研究開発税制に関しては、グループ調整計算の対象になるか、不明確な点が多かった。

親法人及び各子法人が申告を行うことに鑑み、個別計算を原則としつつ、企業経営の実態や事務負担、制度趣旨・目的、濫用可能性等を勘案し改正がなされている。実務に影響するであろう主な項目は以下の通りである。従前の連結納税制度で問題とされていた、連結グループ内のある法人について修正・更正すべき事由があった場合に、他の連結グループ内法人に影響が出るという点を改善し、一定の影響の遮断のための措置（及びその濫用防止措置）が講じられている。

① 受取配当等の益金不算入制度

- A. 関連法人株式等に係る負債利子控除額を、関連法人株式等に係る配当等の額の100分の4相当額（その事業年度において支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限とする）とする。
- B. 関連法人株式等被支配目的株式等に該当するかどうかの判定については、100%グループ内（現行：連結グループ内）の法人全体の保有株式数等により行う。
- C. 短期保有株式等の判定については、各法人で行う。

② 外国子会社配当等の益金不算入制度

外国子会社の判定については、連結納税制度と同様とする。

③ 寄附金の損金不算入制度

- A. 寄附金の損金算入限度額の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とする。
- B. 寄附金の損金不算入額は、各法人において計算する。

資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合計額と変更されており、地方税の資本割の判定と異なり、いずれか大きい方となっていないことに留意する必要がある。

④ 中小判定

次の制度における中小法人の判定について、通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合には、通算グループ内のすべての法人が中小法人に該当しないこととする。

- A. 貸倒引当金
- B. 欠損金の繰越控除
- C. 軽減税率
- D. 特定同族会社の特別税率の不適用
- E. 中小企業向けの各租税特別措置

従前の連結納税制度とは異なり、個別計算を原則とすることから、交際費の年間800万円までの定額控除限度額の損金算入制度は、按分計算を行わず、グループ法人ごとに計算できることになると考えられる等、従前の連結納税制度と異なる点が散見される旨留意されたい。

⑤ 所得税額控除

所得税額控除額は、各法人において計算する。

## ⑥ 外国税額控除

- A. 通算グループ内の各法人の控除限度額の計算は、基本的に連結納税制度と同様とする。
- B. 通算グループ内の各法人の当期の外国税額控除額が期限内申告書に記載された外国税額控除額と異なる場合には、期限内申告書に記載された外国税額控除額を当期の外国税額控除額とみなす。
- C. 当期の外国税額控除額と期限内申告書に記載された外国税額控除額との課不足額は、新興年度の外国税額控除額または法人税額においてその調整を行う。
- D. 通算グループ内の各法人が外国税額控除額の計算の基礎となる事実を隠蔽または仮想して外国税額控除額を増加させること等により法人税の負担を減少させようとする場合には、上記 B 及び C は適用しない。

## ⑦ 研究開発税制

試験研究を行った場合の税額控除制度については、次の通りとされる。

- A. 通算グループを一体として計算した税額控除限度額と控除上限額のいずれか少ない金額（以下、「税額控除可能額」）を各法人の調整前法人税額の比で配分した金額を各法人の税額控除限度額とする。
- B. 通算グループ内の他の法人の各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額が確定申告書に記載された各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額と異なる場合には、確定申告書に記載された各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額を各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額とみなす。
- C. 上記 B の場合において、税額控除可能額が確定申告書に記載された税額控除可能額に満たない時は、法人税額の調整等を行う。

従前の連結納税制度とは異なり、調整前法人税額の比で配分した金額を各法人の税額控除限度額としている点留意されたい。

## ⑧ その他の租税特別措置等

- A. 通算グループ内のいずれかの法人の平均所得金額（前 3 事業年度の所得の金額の平均）が年 15 億円を超える場合には、通算グループ内のすべての法人が適用除外事業者該当することとなる。
- B. 過大支払利子税制について、損金不算入額は、各法人において計算する。但し、適用免除基準の判定（対象純支払利子等の額が 2,000 万円以下であること）については、連結納税制度と同様とする。

### 5. グループ調整計算の対象

グループ通算制度に関しては、多様な租税回避行為が想定されることから、連結納税制度と同様に、包括的な租税回避行為を防止するための規定を設ける。

### 6. 経過措置

連結納税制度からの移行に伴い、次の経過措置が講じられる。



- 連結納税制度の承認は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、グループ通算制度の承認とみなす。
- 連結法人は、連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに税務署長に届出書を提出することにより、グループ通算制度を適用しない単体納税法人となることができる。

#### 7. 適用時期

上記の改正は令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税から適用される。

### 国外中古建物の不動産所得にかかる損益通算等の特例

従前から問題視されていた（会計検査院の平成27年度決算検査報告に記載されていた）、不動産の価値が下がりにくい海外の不動産を購入し、中古資産としての短い耐用年数を適用して多額の減価償却額を発生させることにより、不動産所得の計算上の損失を発生させ、損益通算を行うという個人のタックスプランニングへの対応が令和2年度税制改正大綱に盛り込まれた。行き過ぎた個人の節税行為に対してメスを入れるという意味で、過去の改正に織り込まれた不動産所得の計算上生じた損失の金額のうち、土地を取得するために要した負債の利子の額から生じたものにつき、損益通算を認めないとした特例（租税特別措置法第41条の4）と同趣旨のものである。

個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合において、その年分の不動産所得の計算上、国外不動産所得の金額があるときは、その国外不動産所得の損失の金額のうち国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなされる。

なお、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなされた、国外中古建物の償却費に相当する部分の金額の累計額は、国外中古建物を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上、取得費から控除することとされる償却費の額の累計額から除くといった措置は講じられるため、国外中古建物にかかる償却費の損金算入もできず、取得費からも控除されないということは避けられる見通しである。

なお、本改正は国外中古建物の償却費によって個人の不動産所得の損失が生じている場合に限定されると考えられ、国外中古建物の償却期間や必要経費算入そのものが認められないわけではない。また、法人については引き続き現行法のままと考えられる。

### その他

#### 1. 消費税の申告期限の特例の創設

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、当該提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末尾の属する課税期間にかかる消費税の確定申告書の提出期限を、1月延長する旨の措置が導入される。法人税の延長の特例適用時と同様に、確定申告書の提出期限が延長された期間の消費税の納付については、当該延長された期間にかかる利子税を併せて納付することとなる。

本改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用される。

#### 2. 利子税・還付加算金等の割合の引き下げ

利子税の割合は、各年の利子税特例基準割合が年 7.3%未満の場合には、その年中においては、次に掲げる利子税の区分に応じそれぞれ次に定める割合とされる。

- ① 次の②以外の利子税：その利子税特例基準割合<sup>1</sup>
- ② 相続税及び贈与税にかかる利子税：これらの利子税の割合に、その利子税特例基準割合が年 7.3%に占める割合を乗じて得た割合

納税の猶予等の適用を受けた場合（延滞税の全額が免除される場合を除く）の延滞税の割合は、納税の猶予等をした期間の猶予特例基準割合<sup>2</sup>が年 7.3%未満の場合には、その期間においては、その猶予特例基準割合とされる。

還付加算金の割合は、各年の還付加算金特例基準割合が年 7.3%未満の場合には、その年中においては、その還付加算金特例基準割合<sup>3</sup>とされる。

本改正は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用される。

なお、過去の特例基準割合（+現行法令に基づく 1%）は、以下の通りである。

期間	割合
平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日	2.9%
平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日	2.8%
平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日	2.7%
平成 30 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日	2.6%

[最初のページに戻る](#)

## 2. アジア

### ベトナム

#### 仲介決済サービス会社に対する外国資本の上限提案

2019 年 11 月 6 日、ベトナム国立銀行（以下、「SBV」）は、現金によらない支払いに関する政令第 101/2012/ND-CP を改正する政令案（それぞれ「本政令」及び「本政令案」）及び本政令案に添付された説明文書（以下、「本説明文書」）の改訂版を公表した。本政令案は、中間決済サービス（以下、「IPS」）に外国資本の上限を課し、決済口座を介して行われたい決済サービスを制限付きの事業分野として規制するものである。

##### 1. 本政令案の下での IPS の種類

<sup>1</sup> 各年の前々年の 9 月から前年の 8 月まで（現行：前々年の 10 月から前年の 9 月まで）の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 11 月 30 日まで（現行：12 月 15 日まで）に財務大臣が告示する割合（以下、「平均貸付割合」）に年 0.5%（現行：年 1%）の割合を加算した割合をいう。

<sup>2</sup> 利子税特例基準割合と同じく、平均貸付割合に年 0.5%（現行：年 1%）の割合を加算した割合をいう。

<sup>3</sup> 利子税特例基準割合と同じく、平均貸付割合に年 0.5%（現行：年 1%）の割合を加算した割合をいう。

本政令案は、IPS には、モバイルマネーに加え、交換サービス、電子決済サービス、電子決済ゲートウェイサービス、現金回収及び現金支払サービス、電信送金支援サービス、並びに電子ウォレットサービスが含まれると規定している。上記のサービスは、モバイルマネーを除いては、IPS に関する通達 No. 39/2014/TT-NHNN（以下、「通達 No. 39」）において規定されている。

新たに加わったモバイルマネーサービスは、ベトナムの規制に基づいて提供される新しいタイプの支払支援サービスであり、現時点で、SBV が発行した通貨のみが法的に許容されている。本政令案は、銀行、外資系銀行支店、IPS 会社が電子ウォレットやモバイルマネーの形で電子マネーを提供・発行できるようにすることを提案している。

## 2. IPS の外国資本比率 49%

本政令案の第 29.2 条では、直接投資と間接投資の両方を含む外国投資家の拠出資本比率の上限は、IPS 企業の定款資本の 49% に設定されている。本政令案の経過規定において、外国資本比率が 49% を超える既存の IPS 会社が、SBV が発行した IPS ライセンスの満了又は株主の変更のいずれか早い時点まで、その事業を継続することを認めている。

## 3. 口座を介さない決済サービス

本政令案は、顧客口座を通じた支払いサービスに加えて、「顧客口座を経由しない支払いサービス」を提供することを提案しており、送金サービス、受託回収及び受託支払サービスが該当する。SBV は、本説明文書において、決済口座を介さない決済サービスが国家の金融安全保障に潜在的なリスクをもたらす可能性があるとの懸念を表明し、当該事業分野に法的拘束力のある一定の条件が課される必要があるとの提案をしている。

本政令案は、協同組合銀行、人民信用金庫、マイクロファイナンス機関、郵政公社が提供する顧客口座を経由しない決済サービスに一定の条件を課しており、当該サービスを無条件で提供することが認められているのは、商業銀行及び外国銀行の支店のみである。

具体的には、本政令案に基づき、協同組合銀行、人民信用金庫及びマイクロファイナンス機関は、SBV が発行する設立及び運営許可証に「決済口座を介さない決済サービス」の項目を組み込むこと、又は当該許可証を修正することが義務付けられており、郵政公社には更なる要件が課せられている。

## 4. 国際決済

国際決済とは、現行の本政令では、ベトナム国外に少なくとも 1 つの支払口座を有している当事者による支払いと定義されており、本政令案では、ベトナム国内の支払サービス提供者と、国外支払サービス提供者との間の支払取引であって支払人・送金者又は受取人のために行うものと定義されている。

本政令案において、国際決済とみなされる取引の当事者は、外国為替管理に関する法律やベトナムが批准している決済に関する国際条約、及びベトナム法の基本原則に抵触しない国際慣行に加えて、消費者データ保護、サイバーセキュリティ、税務管理、マネーロンダリング対策、テロ資金対策に関する法律を遵守しなければならない。

## 5. 決済代行概念の導入

本政令案では、決済代行という概念が導入されており、決済代行業者（以下、「代行業者」）が銀行口座開設手続きの一部を実施し、プリンシパルによる支払サービスを顧客に提供するという取決めと定義される。決済代行業者が指名するプリンシパルには、SBV の書面による承認を取得している商業銀行、協同組合銀行、外国銀行の支店が含まれる。代行業者となりうるの

は、商業銀行、協同組合銀行、外国銀行の支店、人民信用金庫、信用機関以外の組織とされる。信用機関又は外国銀行の支店以外の代行業者は、下記の追加制限の対象となる。

- (i) 一方のプリンシパルの書面による承諾が存在する場合を除き、同時にその他のプリンシパルの代行業者として行為してはならず、また(ii) 第三者をその代行業者として指定してはならない。
- 個々の顧客との取引限度額による制限：1日、1顧客あたり現金の引き出し2,000万ベトナムドン、送金5,000万ベトナムドン

プリンシパルは、決済代行サービスを実施する代行業者のために特別に銀行口座を開設し、維持しなければならず、当該口座は、プリンシパルと代行業者が合意する最低残高の範囲内でなければならない。

#### 6. SBVのライセンスの適用除外

SBVは、本政令案において、上記のサービスを提供するために、銀行以外の組織（ノンバンク組織）であっても、商業銀行や外国銀行の支店と協力することにより、電子決済ゲートウェイサービス、現金回収及び現金支払サービス、電信送金支援サービスを提供できるようにすることを提案している。ノンバンク組織は、SBVの免許を取得する必要はないものの、当該サービスの提供の45営業日前までにSBVに通知する義務を負う。商業銀行及び外国銀行の支店は、当該サービスの提供に協力するにあたり、ノンバンク組織の評価及び選定に関する内部規則を策定・実施する責任を負う。

#### 7. 本政令案の公表

本政令案は、公表日より60日間が意見公募期間となっており、2020年1月6日をもって終了する。

[最初のページに戻る](#)

## 3. 豪州

### オーストラリア

#### マイヤー・ケースから得る取締役及び経営陣の実務的指針

2019年10月24日付のオーストラリア連邦裁判所の判決（*TPT Patrol Pty Ltd as trustee for Amies Superannuation Fund v Myer Holdings Limited*）（以下、「マイヤー・ケース」）は、オーストラリアで初めての証券関連のクラスアクションであった点、そして「間接的市場基準」の因果関係という概念が認められた点において画期的であった。本記事では、このマイヤー・ケースから得られる、継続開示義務を遵守し誤導的又は詐欺的な行為に加担することを避けるための取締役及び経営陣の実務的な指針に焦点を当てる。

#### 概観

本ケースの概要は以下の通りである。当時マイヤーのCEOであったBrookes氏が、2014年9月11日にジャーナリスト等に対してコメントを発表した。当該コメントでは、FY15の売上及び純利益の増加が言及された。当該コメントは広く報道され、当該報道ではFY15の税引後純利益予想が98.5百万ドルの黒字となると予想されるに至った。他方、2015年3月19日、マイヤーはオーストラリア証券取引所（以下、「ASX」）に対して、FY15の予想税引後純利益を75百万から80百万ドルと報告し、これによりマイヤーの株価が10%以上下落した。

このような株価下落に対して、マイヤーの株主がクラスアクションを起こし、裁判所はその主張のうち非常に重要な部分について訴えを容認した。以下で説明する通り、この裁判所の判断は、いくつかの点において ASX に上場する会社の取締役及び経営陣が、コーポレートガバナンスや継続開示義務を遵守し、誤導的又は詐欺的な行為を防止する上で、価値ある指針を提示している。

### 継続開示義務

#### 1. マイヤーによる ASX 上場規則第 3.1 条及び会社法第 674 セクションの違反

ASX 上場規則第 3.1 条及び会社法第 674 セクションでは、上場会社に、①通常入手できるものではなく、②株価に重要な影響を与えることが合理的に見込まれるもので、③証券投資家の自社株式の売買の判断に影響を与える又は与える情報を認識した場合には、直ちに当該情報を開示することを義務づけている。マイヤー・ケースでは、2014 年 9 月 11 日の Brookes 氏の「事実上の収益予想」(de facto earnings guidance)を 2015 年 3 月 19 日以前の機会(具体的にはマイヤーの 2014 年度定時株主総会等の 7 つの機会が特定されている)に是正しなかったとして、マイヤーは前記規定に違反したと判断された。

#### 2. 非公式の予想も事実上の収益予想となりうる

裁判所は、2014 年 9 月 11 日の Brookes 氏による非公式の予想の提供は、具体的な数値や幅に言及するものではなかったものの、ASX Guidance Note 8 が規定する事実上の収益予想に該当すると判断した。これに伴い、マイヤーは、当該事実上の収益予想との大きな乖離を発見し次第、是正すべきであった。

また、ASX Guidance Note 8 では、会社が当期の収益予想を公表していなくとも、①セル・サイド・アナリストの業績予想、又は②前期の会社の業績(セル・サイド・アナリストによりカバーされていない場合)と、大きく乖離することが見込まれる場合には、適切な開示をすることが求められている点にも留意する必要がある。

取締役や経営陣は、業績予想について議論するとき、又はジャーナリスト等と会話するときには、意図せず事実上の収益予想を与えないように、注意を払う必要がある。万一、価格に影響を与えうるセンシティブ情報を開示した場合には、当該情報を ASX に対して開示することを早急に検討すべきである。

#### 3. アナリストによる予想

マイヤーは、裁判で、大半のアナリストはマイヤーの FY15 税引後純利益予想は FY14 の税引後純利益を下回ると予想しており、かかる予想は「一般的に入手可能」であった、また、Brookes 氏の売上成長予測は達成不可能であるとの見方が市場で広まっていた、と主張した。しかし、裁判所は、マイヤーは、多くの個人株主を有しており、当該個人株主はそのような市場で一致した見解には疎く、税引後純利益が 98.5 百万ドルを下回るとする開示に影響を受けるという点を重視し、マイヤーの主張を退けた。

したがって、上場会社が、利益予想や事実上の収益予想を提示した場合、当該予想からの乖離が見込まれる場合には、たとえ当該乖離が大半のアナリストの見込みと一致していたとしても、直ちに市場に対して修正する責任がある。

4. 重要性基準は思っているより低い-5%の変化があれば開示が必要となりうる

ASX 上場規則も会社法も、開示を要する重要性の基準について、特定の比率を提示していない。しかし、ASX Guidance Note 8 は、上場会社が予想（guidance）を公表した場合について、以下の指針を提示している。

- 5%以下の変動であれば当該予想を修正する必要はない
- 10%以上の変動があれば当該予想を修正すべき
- 5%から 10%の間の変動の場合、検討を要する

マイヤー・ケースでは、Brookes 氏による事実上の収益予想からの 5%を超える減少が見込まれた。これは市場において重要とみなされ、したがって、2015 年 3 月 19 日の発表前に是正すべきであったと判断された。

以上を踏まえると、5%以上の変動がある場合には、是正開示を要するか否か注意して検討する必要がある。

5. 社内の継続開示指針をよく知り、遵守する

マイヤー・ケースでは、Brookes 氏は継続開示に係る社内指針に違反していた。裁判所は、当該社内指針違反行為自体はいずれも継続開示義務に該当するものではないと判断したが、これらの社内指針等を遵守していれば、Brookes 氏による事実上の収益予想の提供は起きず、また継続開示義務の違反も発生しなかった。

上場会社は、マイヤー・ケースを踏まえて、継続開示に係る社内指針に修正が必要ないか、さらに規定範囲を広げる必要はないか検討すべきである。また、すべての取締役及び経営陣は、継続開示に係る社内指針を再度確認し、万一違反した場合には、取締役会や継続開示委員会等に問題を提起すべきである。

6. 継続表明

裁判所は、事実上の業績予想が、継続的な表明であると判断した。すなわち、マイヤー・ケースにおいては、FY15 の税引後純利益に関するマイヤーの意見や予想に変更が生じた場合には、是正開示が必要となる。また、裁判所は、2015 年 3 月 19 日より前の 7 つの機会にはすでに、2014 年 9 月 11 日の Brookes 氏のコメント（表明）の合理的な裏付けがなくなっているとして、これらの機会には是正開示をしなかったことは、誤導的又は詐欺的行為となると判断している。

したがって、上場会社が事実上の業績予想を提示した場合、当該予想の合理的な裏付けがあるか随時確認する必要があり、意見や予想に変更があった場合には、是正開示をしなければならない。

7. 免責文言に依拠できない場合もありうる

マイヤーは、ASX の開示等において一定の免責文言を挿入していたが、裁判所は、当該免責文言は継続開示義務違反や誤導的又は詐欺的行為への加担からマイヤーを守るものではないと判断した。とはいえ、マイヤー・ケースとは異なり機関投資家が株主である場合には、当該免責文言が意味を持つ場合もあるため、このような免責文言を含めることの重要性は変わらない。ただし、過度に免責文言に頼ることなく、公表した予想に合理的な裏付けがあるかにつき十分配慮すべきである。



## 結論及び対応策

このようにマイヤー・ケースは、間接的市場基準の因果関係を認めるとともに、上場会社並びにその取締役及び経営陣に対して、継続的開示義務の遵守及び誤導的又は詐欺的行為への加担を避けるための効率的な手立てを提示した。また、予想や事実上の予想を公表している上場企業が、市場からの資金調達を検討する場合、十分なデューデリジェンスを行い、必要に応じて当該予想を是正又は修正することが、上場会社及びその取締役のみならず、資金調達に関わる引受人等にも重要となることも提示している。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 欧州

### イギリス

#### FRC が改訂版のステewardシップ・コードを公表

2019年10月24日、英国財務報告協議会（FRC）が英国の機関投資家向け行動規範であるステewardシップ・コードの改訂版（以下、「本コード」）を公表した。本コードは2020年1月1日から施行され、本コードの最初の署名機関リストに掲載されるためには、2021年3月31日までに、過去12か月間にどのようにコードを適用してきたかを説明したステewardシップ・レポートを作成し、FRCに提出する必要がある。日本のステewardシップ・コードは英国のコードをモデルとしており、現在2020年を目途に見直しが検討されているため、その先がけとなる今回の改訂を理解することは重要である。以下、今回の改訂の主要な点を概説する。

本コードは、ステewardシップについて「顧客と最終受益者に対する長期的な価値を生み、経済、環境、社会への持続可能な利益をもたらすような、資本の責任ある分配、管理、監督」という新たな広範な定義を設けており、改訂前のステewardシップ・コード（以下、「2012年版コード」）が上場株式への投資を念頭に置いていたのに対し、本コードでは適用対象を上場株式に限らず、非上場株式、債券、インフラやオルタナティブ資産も含むすべての資産へと拡げた。

また、本コードは2012年版コードから構成を変更し、アセットオーナー及びアセットマネージャー向けの12の原則とサービスプロバイダー向けの6の原則に分けている。2012年版コードでは、コードの原則を「遵守し、遵守しない場合には説明すること（comply or explain）」とされていたが、本コードでは「適用かつ説明すること（apply and explain）」が要請され、各原則には関連する活動の内容や結果についてFRCが期待する報告事項が定められた。特に、上場株式については詳細な報告事項が定められており、署名機関は、議決権行使方針、議決権行使助言会社の助言の活用度合い、顧客が自身の議決権行使方針を修正しうる範囲、合同ファンドにおいて顧客が議決権を直接行使することを認める方針、貸株及び議決権行使のための貸株回収についてとられたアプローチ、エンpty・ボートィングを最小化する方法などに言及すべきとされている。

さらに、2012年版コードでは、社会問題・環境問題を考慮すべき投資先のリスクとして例示しているにすぎなかったが、本コードでは「署名機関は、ステewardシップと投資を、重要な環境、社会、ガバナンスの課題、そして気候変動も含めて、自身の責任を果たすために体系的に統合する」ことを原則として定めており、気候変動を含むESG（環境、社会、ガバナンス）要因を投資判断に組み込むことが原則として明示された。署名機関は、顧客及び最終受益者の投資期間と整合性を保ちつつ、ステewardシップ及び投資活

動に ESG 要因を組み込むプロセスなどについて説明することが求められている。

冒頭で述べた通り、日本でも現在スチュワードシップ・コードの改訂が検討されており、改訂案では ESG 要因の考慮が追記されているほか、スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（令和元年度）では、本コードの改訂内容について言及されている。今回の改訂を足がかりとして、特に日本版スチュワードシップ・コードの適用対象資産の範囲や ESG 要因のインテグレーションについては、今後も検討されることが予想されるため、引き続き議論の動向を注視する必要があるといえる。

[最初のページに戻る](#)